

○富士河口湖町入札及び契約情報等の公表に関する要綱

令和3年9月30日

要綱第62号

富士河口湖町入札及び契約情報等の公表に関する要綱(平成27年富士河口湖町告示第28号)の全部を次のとおり改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士河口湖町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)及び物品購入等(物品の購入、物品の借入れ、製造の請負、業務委託をいう。以下同じ。)に係る入札及び契約等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建設工事における発注見通し並びに入札及び契約内容の公表)

第2条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第5条第1項の規定による公共工事の発注見通し並びに第7条第1項から第4項までの規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表は、富士河口湖町ホームページに掲載する方法で行うものとする。

(物品購入等における入札参加資格者名簿の公表)

第3条 物品購入等における入札参加資格者名簿については、公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、富士河口湖町ホームページに掲載する方法で行うものとする。

(物品購入等における入札情報の公表)

第4条 物品購入等における入札情報は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品購入等の名称
- (2) 納入期限又は履行期間
- (3) 入札執行年月日
- (4) 予定価格
- (5) 入札に参加した者(指名競争入札の場合は指名した者)の商号又は名称
- (6) 入札金額及び落札金額
- (7) 落札者の商号又は氏名
- (8) 担当課

3 公表は、富士河口湖町ホームページに掲載する方法で行うものとする。

4 公表期間は、公表開始日から1年を経過した日までとする。

(物品購入等における随意契約内容の公表)

第5条 物品購入等において随意契約を行った場合は、予定価格200万円以上の契約を対象とし、公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品購入等の名称
- (2) 契約締結日
- (3) 契約の相手方の商号又は名称
- (4) 契約金額
- (5) 随意契約とした事由
- (6) 担当課

3 前2項に規定する公表は、当該年度の4月から9月に契約締結したものを同年度の10月末日までに公表し、10月から3月までに契約締結したものを翌年度の4月末日までに公表するものとする。

4 第4条第3項及び第4項の規定は前3項の規定による随意契約の公表について準用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。